

## 都市強靱化プロジェクト推進会議設置要綱

制 定 令和4年4月26日  
4政計ブ第23号  
改 定 令和4年12月16日  
4政計ブ第164号

### (目的)

第1条 災害に対して強靱な都市のあるべき姿を示し、都市やインフラのあり方や、長期的な視点から都が取り組むべき施策の道筋を明らかにすることを目的に、「都市強靱化プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 推進会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 災害に対して強靱な都市のあるべき姿に関する事
- (2) 気候変動による影響も見据えた風水害に関する事
- (3) 首都直下地震及び火山噴火等に関する事
- (4) 新型コロナウイルス感染症の発生を契機とした都市づくりに関する事
- (5) その他、推進会議の目的を達成するために必要な事項

### (委員)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

### (座長及び副座長)

第4条 推進会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があったときは、その職務を代理する。

### (実務者会議)

第5条 推進会議を円滑に運営するため、推進会議の下に実務者会議を設置する。

- 2 実務者会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。

### (実務者会議座長及び副座長)

第6条 実務者会議に座長及び副座長を置く。

- 2 実務者会議座長は、実務者会議を代表し、会務を総括する。
- 3 実務者会議副座長は、実務者会議座長を補佐し、同座長に事故があったときは、その職務を代理する。

(推進会議及び実務者会議の運営)

第7条 座長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

2 座長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は非公開とする。ただし、座長が必要と認める場合には、公開とすることができる。

(作業部会)

第8条 実務者会議座長は、実務者会議を円滑に運営するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 推進会議及び実務者会議の事務局は、政策企画局計画調整部プロジェクト推進課及び都市整備局総務部企画技術課とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

別表1 推進会議委員

職	所属・役職等
座長	副知事 武市 敬
副座長	副知事 黒沼 靖 副知事 潮田 勉 副知事 宮坂 学 東京都技監
委員	政策企画局長 政策企画局技監 総務局長 財務局長 デジタルサービス局長 都市整備局長 都市整備局技監 都市整備局理事 住宅政策本部長 環境局長 産業労働局長 建設局長 港湾局長 交通局長 水道局長 下水道局長
オブザーバー	警視庁 東京消防庁

別表2 実務者会議委員

職	所属・役職等
座長	政策企画局 技監
副座長	都市整備局 技監 都市整備局 理事
委員	政策企画局 計画調整部長 政策企画局 都市強靱化プロジェクト担当部長 政策企画局 都市強靱化プロジェクト担当部長 総務局 企画担当部長 総務局 防災計画担当部長 財務局 建築保全部長 財務局 技術管理担当部長 デジタルサービス局 企画調整担当部長 都市整備局 企画担当部長 都市整備局 都市づくり政策部長 都市整備局 都市基盤部長 都市整備局 防災都市づくり担当部長 都市整備局 耐震化推進担当部長 住宅政策本部 企画担当部長 住宅政策本部 技術企画担当部長 住宅政策本部 住宅政策担当部長 環境局 環境政策担当部長 産業労働局 企画調整担当部長 建設局 企画担当部長 建設局 河川部長 建設局 道路保全担当部長 建設局 道路建設部長 建設局 公園計画担当部長 港湾局 企画担当部長 港湾局 開発調整担当部長 港湾局 港湾整備部長 港湾局 離島港湾部長 交通局 企画担当部長 水道局 特命担当部長 水道局 経営改革推進担当部長 下水道局 企画担当部長 下水道局 計画調整部長
オブザーバー	財務局 主計部 財政企画担当課長